

## 遊行三十一祖

## 京畿御修行記

橘 俊道 校註

## はじめに

遊行三十一代同念は二十五代仏天の法資。元龜四年七月十八日、常陸江戸崎頭声寺において遊行相続。廻国十二年、天正十二年日向光照寺において、三十二代普光に遊行を譲り、同寺に閑居四年、天正十五年六月二十八日入寂世寿七十才。墓は同寺にある。

此の書は天正六年七月一日伊豆下田より海上伊勢大湊へ渡り、それより伊勢・尾張・美濃・近江・京・大和をめぐり、天正八年三月大和当麻寺留錫までの一年八ヶ月に亘る遊行の記録である。撰者は不明。原本ではなく写本と思われるが、他に異本の存在は知られていない。

本書は、もと愛知県碧南市大浜称名寺に伝来されたが、戦前現藤沢高等学校長の長崎慈然氏が、物置のすみに他の雑書と共に塵にまみれていたのを見出し、時の住職(現時宗法主)藤井隆然上人から頂いて愛蔵されていたものである。今までに刊行されたことはなく、二、三の人を除いて人目にもふれていない。

本書の体裁は縦三〇・七糎横二一・五糎美濃紙袋綴、本文二十五丁各葉十行、各行不同であるが大体二十二乃至二十五字である。渋色表紙を付するが、題簽並びに内題を欠く。その巻首第一葉に、三州東照山蔵本の印が捺されている。今仮に遊行三十一祖京畿御修行記と呼ぶことにする。

今回の公刊は長崎氏夫人故康子刀自の一周忌に当り、そ

崇禎正六年七月朔日將行三千代上人關東伊豆國下  
 河津寺 願風平波力不涉宗船月有塔列以保水也  
 行以日山田林光寺宿移  
 之傳工日治茶室也光例林宿寺禪室也  
 取申滿種木上人活少一小時之瑞相久一旨二三  
 法宜經在杖并夏想之祀注有思方想之然而盡  
 蘭盆法外法經法月事之有社家宮入漫國名志  
 若女實地上下治并之族群集七月十八日六茶振寺  
 胸中也有張國畫津光州寺住持月分後志松之庵版  
 名別泰上之頂天下副將軍國之名之傳回淨

東三山藏本

別由冬露 玉射打安可の宿酒島於り  
 此等酒十念急しく酒症の初原一々遊代  
 安室九十巻の酒造一遍酒造五米 農業六字  
 乃等景観の平穀酒のまわくあつた  
 一々此懐の口より煙老一人あま立のひ上篇十人  
 より扇風の記り酒造と一々一々酒造を  
 一々一々一々長柄の酒造より一々一々一々酒造  
 来市紀の家系上人の教を酒造を九之酒造り  
 一々一々一々一々一々一々一々一々一々一々一々  
 一々一々一々一々一々一々一々一々一々一々一々一々

の供養の意味をこめて私にその発表をまかされたものである。読解に当っては終始同氏の御指導にあずかった。感謝の意を表する。

翻刻に当っては次の諸点を考慮した。

1、文段の区切りは、内容の上から編者が適宜塩梅した。

2、漢字はなるべく原本のままとしたが、仮名のうち変体かなはひらがなに改めた。

3、句読点、漢文の部分の返り点その他記号は編者が加えた。

4、□は虫損のため読み難き文字、□の中の文字は判読を示す。明らかに誤字と思われるもの又は宛字は、右側に( )の中に訂正を加えた。

5、傍註はなるべく簡略に止め、詳しくは補註に譲った。

6、原本行間に後人の書き入れがあるが一切省いた。

時天正六年七月朔日、遊行三十一代上人関東伊豆国下田津ヨリ、順風平波にして御乗船。同二日勢州大湊江御着岸。同八日山田神光寺へ御移り。

さ傳十一日御参宮。如三先例二神官達神楽を奏し、<sup>(憑)</sup>謁仰被<sup>レ</sup>申。誠ニ二祖上人詣玉ひし時種々瑞相有し旨、一二兩宜

注進状并夢想之記、往昔思ひ出られたり。然而孟蘭盆御阿弥陀経御行事之間、社家宮人諸国ノ参者男女貴賤上下御算を給群集す。

一同念上人 二静岡県加茂郡下田町 三伊勢市大湊町 四伊勢市一之木町越坂にあつた。廃寺 五一遍上人縁起繪第九。正安三年十月参拜。補註(一) 六一遍以来遊行上人の配る念仏の札

同十八日六茶執子飛脚として、尾張国萱津光明寺住持同<sup>(龍徳)</sup>久り役者松久庵被<sup>レ</sup>召寄、則参上有頃、天下副將軍武威をなせる織田彈正忠信長へ、可<sup>レ</sup>有御案内一上意、四寮御了簡尤可<sup>レ</sup>然之由阿弥陀仏依<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申上、御音物唐錦一金襴一<sup>(龍徳)</sup>惟紅盆香答長成御使三留主居箬屋同松久庵江州安土へ出歩。彼一頭林佐渡守早速披露之處、信長事外有<sup>レ</sup>喜悦。分國御修行可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>御自由之趣御返事有。

されハ山田可<sup>レ</sup>有御立御調儀之御神慮余波をおしミ給哉、数日風雨ニ付て暫御滞留中彼岸結願有。当宮ハ日神にておハしけるに日相観懸念一処の御行法一入難<sup>レ</sup>有覺侍り。同八月廿五日会席月次ながら為<sup>レ</sup>御法楽御発句

「色かへぬ杉の葉月の光哉」  
と被<sup>レ</sup>遊。神官六人束帯糺して出座。其より打統所々興行申され候。

七六寮茶執司(平僧) 八愛知景海部郡甚目寺町中萱津 九当

時は正二位右大臣 二〇 四寮坊主、会下の大衆を一寮乃至六寮に分けその責任者を寮坊主、副を留守居という。二 滋賀県蒲生郡安土町下豊浦 三 林通勝、信長家老天正八年八月十七日追放 三 調儀 準備 四 彼岸中日の日没に修行

九月五日至<sup>一五</sup>松か嶋<sup>一六</sup>御移。当国司ハ信長二男子也。御礼

儀二留主居被<sup>一七</sup>遺一段懇切。則御宿真盛門派の寺被<sup>一八</sup>申付。

其傍ニ葬所起立塔婆共多シ。国中科人拷問し罪量尋搜て被<sup>一九</sup>懸ニ張付一事数人。其中<sup>二〇</sup>十五歳斗なる若衆、さいつ比そ

彼親父逆心ニ付而、子息被<sup>二一</sup>封<sup>二二</sup>肆木。諸人見聞愁涙の名残

いひつたへたり。爰ニ上人御移の砌亡霊御十念にまいる風

説頻なり。初夜勤行御座へ彼肆木の上よりひかりもの飛

来。参者の道俗驚事かきりなし、加之有時七十八かりなる

老尼、日没百万遍の半、聴聞しツ、沈死す。同道の者かな

しミ喚助、良有て心付<sup>二四</sup>いて尋之処、去比身まかりける女

房、上人の御算給るをあひみてより身毛堅消<sup>二五</sup>胆といふ。

彼此奇異眼前そや。

二五 松阪市松ヶ島町。二六 信雄、北畠具教の養子。天正三年伊勢

国司。二七 波多瀬三郎十五才。(勢州軍記卷下・統群) 補註(イ)

一八 さらし木

同十四日安南津へ移給ふ。当郡主長野上野介方是も信長

舎弟也。御音物段子二端。御使有、則御宿被<sup>二八</sup>申付二卷不<sup>二九</sup>

及拝領恐多し。唯今御名号一幅御算頂載<sup>三〇</sup>專要とて、御逗留

中度々町人以下恭敬可<sup>三一</sup>申之旨被<sup>三二</sup>申触。余テ異馳走有。既

可<sup>三三</sup>被<sup>三四</sup>加<sup>三五</sup>討儀科人、上人依<sup>三六</sup>被<sup>三七</sup>仰請<sup>三八</sup>、<sup>三九</sup>免除なり。其よ

り白兒浦<sup>四〇</sup>まで荷送舟被<sup>四一</sup>申付、大衆ハ陸路桑名津阿弥陀寺

へ御着候キ。十日ハかり御逗留。

一九 安濃津、今の津市 二〇 織田信兼(包) 安濃津城主。 二一 鈴鹿市白子町 二二 桑名市桑名

十月十六日尾州戸田湊<sup>二二</sup>まで川舟にめし、萱津より御迎に

松久庵罷出、種々御中休の行器以下進上。則光明寺へ御移。

住持馳走無<sup>二四</sup>比類。同十九日御局坊主関東より御渡海立願

に付て、一日三百韵之会興行。御発句、

「秋の色をのこさてつくす木葉哉 上」第二百韻め二寮、

「山遠くめぐりし末や村時雨 弥阿」第三百韻め常住、

「めくむ日の朝霜はらふ草木哉 梵阿」

三三 名古屋市中川区富田町戸田 三四 ほがひー食物を盛て運ぶ器 三五 未詳 三六 住職

同廿三日任<sup>三七</sup>先例<sup>三八</sup>於<sup>三九</sup>甚<sup>四〇</sup>目寺観音御前二渡日中代々名号御

札被<sup>四一</sup>為<sup>四二</sup>打<sup>四三</sup>之。元祖一遍聖念仏歡喜<sup>四四</sup>臨時之踊。毘沙

門天之重階にて御算御利益<sup>四五</sup>。其後於<sup>四六</sup>法印坊二種々旧儀御

取成被<sup>四七</sup>申上。彼寺老僧老若御帰路遙<sup>四八</sup>ニ被<sup>四九</sup>立出。かゝる御

結縁今<sup>五〇</sup>阿波手森御十念にてとをり玉ふ。打統所々江入御。

殊<sup>五一</sup>もる月次御心静なる折節とて数座御張行。

然ニ霜月廿五日御会半、京都より廿五代の尊影厨子令<sup>三一</sup>出來、一肩担負して薩摩の重阿帰参。此時衆ハ随分俗家の氏たりといへとも、聊<sup>レ</sup>領事一代教主捨家棄欲の理なり。

殊当宗旨誓約身命を讓<sup>ニ</sup>当知識法恩報<sup>ニ</sup>先徳<sup>ニ</sup>彼此帰命誠是兩肩荷載<sup>(敬)</sup>の至極なり。嗚呼時ナル哉、御影今日御忌御下向之事不審、猶以御上洛之儀誓願寺木食楚仙上人四條大仏師法眼以<sup>ニ</sup>兩札<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>申越<sup>ニ</sup>之旨趣、京中所司代村井長門守御出京所<sup>レ</sup>希專<sup>一</sup>之由慥書付到來す。債上意思食あ<sup>ハ</sup>さる<sup>ニ</sup>に

先皇後奈良院御治世八十にをよひ給ひ御後の世の事御心にかへ給ふ哉、柳原殿天奏として勅定越前在国遊行廿五他阿<sup>(三六)</sup>上人、十念御結縁のため参内あるへき宣旨下といへとも、老屈之趣御斟酌にて過し給ひぬ。于<sup>レ</sup>今天下門徒の時衆ハ悔申せし。上意も後へいか<sup>ハ</sup>おほすらん。其御憤故か今日御忌旁如<sup>レ</sup>此吉左右聞食事奇特なるよし連衆申あへり。

抑当寺ハ元祖<sup>(三九)</sup>一遍上人御逗留之間に十二光箱造り初め給ふ。因<sup>レ</sup>茲大上人一字御再興之時、二河照曜彼仏十二名を以テ被<sup>レ</sup>称<sup>ニ</sup>光明寺<sup>ト</sup>云云。東階道古旧の安治なれハ御越年有度思食之趣、常住梵阿弥陀仏を召て被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>。帰命本意之故深重馳走にて御別行有。

三 愛知奥海部郡甚目寺町真言宗。六 遊行上人が宿泊しないで立寄だけをお渡という。元 一遍聖絵第六。弘安六年毘沙門天

の靈験あり。補註(三) 甚目寺町上萱津粟殿森、名所。なげきのみしげくなり行く我身かな、君にあはでの杜にやあるらむ(色葉集、相模) 三 遊行二十五代仏天上人。永正十七年登職元龜二年入寂、三十一代の師。補註(四) 三 ひとかたならぬ家柄の出身 三 誓願寺。今京都市中京区新京極にあるが当時は上京一条にあつた。四 木食楚仙。醒睡笑卷之六、及山科言繼卿記に出る。補註(五) 三 大仏師。仏天上人像作者であらう。藤沢山過去帳に覺阿弥陀仏元和七年正月十日京都大仏所康正法印八十九才とある人か。三 村井長門守。貞勝、春長軒と号す。三 百五代。御在位三十一年宝算六十一、御治世八十は誤。三 柳原資定。補註(六) 元 一遍上人縁起繪第三 四 十二光箱、道中には笈となり、道場では僧尼の座を分つ、補註(七) 四 大上人二祖他阿真教上人 三 歳未別時念仏会一七日修行

天正七年元日御祝義千喜万悦御繁昌、御名号御吉書有て大衆出仕寮付。同二日御会、御発句

「四方にたつやかすむ八重山けふの春」それより十五日まで常住所々へ入御しけく<sup>レ</sup>なり。同十六日臨時之踊候事。

清須城主塙原加賀守女中檀越にまいられ、遠近村里聴聞衆群集して、凹なる所にては脚木を踏てたち、凸なる所に八前人の肩に取付のひあかる。誠殊勝かきりなし。

折節濃尾両国の太守ハ信長の嫡子也。岐阜山城の家督三位中将殿、初鷹狩として清須へ来る儀侍りしか、餘行事参者の躰見聞故、翌日十七日早朝辰刻光明寺へ御出のよし案

内。則住持対面あれハ日中躡念仏所望也。無レ據引あけ被レ勤は上人江御礼儀被レ申。折節不レ被ニ有合時衆も有、俄事仰天して小僧たちハ着する間もなく、衣箱を抱て馳走の人も有。如レ例被レ行けれハ御算棚へあかり給ひ、彼供衆上下共に被レ為賦。然して中将公帰城以後、光明寺御使として名香二種同唐盆共ニ御音信、一段喜悅にて上人岐阜へ御歩行可レ奉レ待約束有。

⑤ 愛知県西春日井郡清洲町 ⑥ 埴原新右エ門、城主ではなく城代(甫庵太閤記) ⑦ 織田信忠。天正三年十一月二十八日家督相続天正五年十月從三位近衛中将。天正十年明智の乱に二条城で自殺。

同二月十一日初御立折津頓乗寺へ御移、彼岸参り無ニ申斗。同三月十一日犬山へ修行。御宿真言宗薬師堂。四月花の御物礼。五月七日臨時の踊あり。それより関へ御移。菟角逐日撰津国荒木信濃守為ニ謀叛対治ニ岐阜中将公出馬。彼帰陣のミ窺給ふ。

於ニ関長蔵寺ニ思儀の御利益侍り。姉川意休入道と云庄官の聳たりしか、東濃州山城を兄弟諍て兄を令ニ討戮、舎弟城守と成榮花に誇れり。諸民遊行へ参よし伝聞、彼城主御算給はり意休宿所へ相泊。其夜半俄ニ狂瀾して討捕し兄名乗を云出て、我も上人御算血脈名号御十念あつからんとく

るふ。供人共これハと赤面し教訓すれとも事外の為躰。其まゝかけり出上人御前にて、こしかたの所存修羅苦患懺悔シ畢。則御算法名授られけれハ、よろこひ愁眉をひらくよし申本覆す。下向の帰路にて又物の氣立そひ同道に語ていハく、某に道迎をせんとて隣家の仁鈴瓶ひやしあひ侍ぬ。とく行て水辺すゝしく一杯酌て御算吞、翻ニ鬪諍苦因ニ得ニ和合樂果ニといそく。亡者まほろしにいふかごとく、となりの人何心なく来たり、御算吞て入ニ速ニ安養界ノ宝蓮に座し至ニ歡喜地ニ旨いひて本性になりぬ。見るものハ感涙しきく者ハ不思議と驚。世間の流布安土岐阜へつたへわたると。

⑧ 遊行上人がその年はじめて旅に出ること。⑨ 愛知県稲沢市下津町頓乗寺は不詳。⑩ 仏誕会。⑪ 岐阜県関市 ⑫ 荒木村重の謀反。伊丹城により反す。天正六年十月ノ天正七年十二月。補註⑬ 三不詳 ⑭ 不詳 ⑮ 不詳

さ伝六月下旬、中将公ハ撰州荒木有岡城櫓田ニ四方、彼野心父子擒にして要害あまた取付、動可レ決ニ雖雄ニ旨諸手兵堅固被ニ申触ニ帰陣ト云云。然して尾州萱津光明寺最前御約諾之通被ニ申達、七月八日上人岐阜へうつし申され、浄土西山儀宗今誓願寺と云寺家御宿、大衆休所三町被ニ申付ニ林方昼夜廿人警ニ固辻子ニ堅也。孟蘭盆御阿弥陀経夜々日々参者

無<sub>二</sub>申斗<sub>一</sub>。城内ノ日みすたち此時と、乗物或陸式<sub>五六</sub>足徒にて  
 参り御算給ふ。十五初夜にハ隱形にて中将公聽聞有しとか  
 や。十七日林佐渡守為<sub>二</sub>御使進上<sub>一</sub>歴々なり。同十九日御礼  
 儀として城内へ御座ある。先林方於<sub>二</sub>私宅<sub>一</sub>早朝色々御取成  
 被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>然して館へ入御、いかにも懇懃<sub>二</sub>庭まで被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>し。  
 同廿二日垂井<sub>七七</sub>七里の間乗馬夫駄被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>、諸侍町人みちは  
 るかに送あり。立別いなはの山のまつとも、又帰り玉ふ  
 へき御遊行衆ならずと愁心有し。ほとなく垂井<sub>五八</sub>金蓮寺御  
 移。

西 兵庫伊丹市伊丹城。垂 日のめ見ずの意か城内の婦人達。  
 矣 意味不明。毛 岐阜県不破郡垂井町。矣 時宗。足利持氏の  
 遺子春王丸。安王丸この寺で斬られる。

暫御逗留之間、伊吹の山たかく野上<sub>五九</sub>の里人すまぬ不破<sub>六〇</sub>  
 の関屋あるまゝ、秋の風のミ露時雨日々にふりぬれハ、  
 参者ハいとつゞく笠のは美濃の御山といふ南宮大明神に  
 渡日中に少晴天になりてより御立被<sub>レ</sub>催之砌、京都七条末<sub>六一</sub>  
 寺三条<sub>六四</sub>の庄殿寺参上。諸司代村井方書状木食上人の一札大  
 仏師法眼折紙共捧て云、今度御上洛専一之由申如何。十九<sub>六五</sub>  
 代以乘其沙汰なし。雖<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御斟酌<sub>一</sub>寮坊主たち一統可<sub>レ</sub>然  
 被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>安土<sub>六六</sub>へ御案内御使として光明寺・三留守居出歩。  
 御音物武藏檀紙十帖唐盆に比良葉内輪堀久太郎方奏者申、

信長度々御懇之旨則兩使辛勞之趣直音ありし。於<sub>二</sub>久太郎  
 宿所<sub>一</sub>一夕食。堀親父七兵衛尉会尺種<sub>七〇</sub>々取成侍り。是も城よ  
 りの内儀かとそ。兩使町宿休息之砌、又城方より早々上城  
 申来。幸光明寺ハ尾州縁近とて堀相談の様子、上人当安土  
 御一見あれかしと、信長内好之趣如何尋被<sub>レ</sub>申。尤上人も  
 連々御望のよし梵阿弥陀仏申之処、然有御宿成殿坊大衆宿  
 屋三町検使にて既被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>之刻播州撰州一揆蜂起注進頻<sub>七〇</sub>  
 れハ、為<sub>二</sub>大将<sub>一</sub>岐阜之殿其外分国出勢被<sub>二</sub>相触<sub>一</sub>て、信長山  
 崎八幡陣取とて出京被<sub>レ</sub>催。然有安土御移も無<sub>二</sub>対談<sub>一</sub>てハ  
 無<sub>レ</sub>曲。上人も可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御上洛<sub>一</sub>御案内之上ハ都にて拝顔可<sub>レ</sub>  
 申、佐和山城下松原<sub>七二</sub>の湊より大船五艘<sub>七四</sub>天津浦まで被<sub>レ</sub>進之  
 由御返事有。

矣 不破郡岩手村野上。〇 同郡関ヶ原町。ニ あま衣みのの中山  
 こえゆけはふもとに見ゆる笠ひの里。三 不破郡垂井町宮代。  
 金山彦命を祀る(金屬工業の神)。三 七条道場金光寺。遊行の  
 本寺、今東山長樂寺と合併。四 今京都市下京区六条河原町西  
 入。五 尊皓。下野国芦野で柳の靈落度(遊行柳)の伝説あり。  
 六 此の年五月安土城天主閣完成したばかり。七 檜榔の団扇。  
 八 堀久太郎、秀政、堀邸は当時安土城内三九外にあった。  
 九 浄土宗浄嚴院。安土宗論の行なわれた寺。一〇 荒木村重攻  
 め。天正七年八月廿日仰出され中将信忠撰州表(御出馬(信長  
 公記))。一一 京都府綴喜郡八幡町。一二 彦根市佐和山町。一三 彦根  
 市松原町。一四 大津市打出浜。



同八月十一日濃州垂井より近江国小野大光寺引移す。福島と云所へ御立。同十七日小野大菩薩へ御参有て、直に高宮称讚院へ御移。翌日十八日牛御縁日旁以多賀大明神へ御名号礼御持参。則般若坊不動房神官出仕、其外道者数百人あつまる。禰宜束帯糺而御殿御扉推開、御正躰盛奉御前卓上に安置之時、上人大衆拜見如云聞元祖一遍御名号明神御名受阿弥陀仏年号分明なり。忝難有惣礼御十念誦経畢。御正躰社内奉納より聖宮へ御参、御戸開帳尊影一遍上人木像御たけ三寸余斗拜見。上人大衆も門徒の誉必密共忝落涙す。其則大光寺へ御帰寺候也。

三 彦根市小野町。大光寺。今はなし。四 岐阜県本巢郡真正町下福島。五 彦根市小野に八幡宮あり。六 彦根市高宮町高宮寺。七 犬上郡多賀町多賀。御正体は二代他阿奉納の円鏡正安三年八月の年号あり。聖宮は境内末社。

廿日松原の湊舟五艘御渡海。廿一日大津庄嚴寺へ御着。町人男女御荷物運いたく誠志之至、三井古寺の初夜鐘まで御十念にまいる事無申斗。

翌日廿二日の未明七条の相持二寮より被申触。然有京中所司代江為御案内萱津六寮出京。誓願寺木食楚仙人ト依<sup>(好)</sup>為越前同国、別而旧孝之故楚仙有喜悦。六寮同道指南被申所司代へ如<sup>(好)</sup>此被申入。村井長門守大慶之趣に

て、御迎之事小役人落合方へ被申付之旨、木食寮坊主相伴て大津へ参上。但廿五日より時正なれハ中日を被<sup>(八二)</sup>行、廿九日かならず御上洛一途被<sup>(八三)</sup>申合。

当日醍醐山科口より御迎人馬三百斗来たる。然に今度御上洛近代希有とて、藤沢衆一寮三寮御弟子衆十人余被<sup>(八三)</sup>仰付、同長崎称念寺まいり玉ふ。伊賀伊勢美濃尾張近江若狭より時衆数百人、御伴の衆かゝる時節に逢坂山しるも知らぬも路次中御算取、上下はや山科の里ちかくおもしろき気色かなと、岩禰の松も常葉堅盤に御増光をいのる。祇園清水のあはた口とかや、七条一条大炊御門末寺衆御迎、行器色々まいりけれハ、御輿を東山青蓮院御近所に立られける。

△ 大津市神出にあり三井寺の支院、一時遊行派の寺となりしことあり。△ 本能寺で信長に殉じたものの中に落合小八郎あり(信長公記) △ 秋彼岸会 △ 当時致賀西方寺に隠栖中の遊行三十代有三人会下の衆 △ 福井県坂井郡丸岡町長崎称念寺住持 △ 七条道場金光寺。一条道場、迎接寺。大炊御門道場聞名寺。

折節昨日事外ふりし秋雨に、淵瀬をもしら川の水かさまさり、四条五条の橋もとたえ侍れば、乗馬ともはうちひたして渡し御輿に人々とりつきぬる有様祇園会御神渡のやうにみえぬ。

愼爰ニ往古おもひあへするに、二祖大上人加賀国石川郡

石立と藤塚といふ中間の大川へ、越の白根（七）よりおつる洪水  
 いとやく舟もさしえす末の海へなかれ行よしにて、いか  
 くせんとつとひこそりぬる旅人もちりくくに立帰りぬ。然  
 へ大上人云汝等いつまで行かたなくこゝに有なんとて、御  
 衣の帯共結合御口にくへ玉ひ大衆とりつぎわたれと飛入  
 玉へへ、一人も落溺すむかひの岸に着ぬ。偏（八）ニ白山権現藤  
 塚の御神力加持し玉ふ事現なりし。それより手取川と号す  
 とかや。今又其時の聞伝し心ちハかりに卅一世上人躡蹠（九）  
 よく申也。待申さるゝ御喝食小姓大姓（九）たちいかにもはな  
 やかに、稲荷音羽の薄紅葉手折かさして心ものとかなる九  
 重の春にたちかへるかと思ぬ。

無（九）程七条金光寺へ御移。僧尼御算給檀那衆同前。然し  
 て日中に日々（九）二条殿九条殿御はらからにておハし渡り玉へ  
 へ、御車を双て御参り、其外隠形の公家御かたさまたち、  
 武家には細川藤孝（九）の廉中取分を信仰候き。

△一遍上人縁起絵第五正応四年八月二祖事蹟石立一石川郡松  
 任町石立。藤塚一能美郡湊村。△白山。△古名は比菜川。△  
 稚児と同じ。△タイセイ。権力ある家柄の人。△二条殿一藤  
 原昭実（後中院関白）当時右大臣大将。九条殿一藤原兼孝（後  
 月輪関白）当時関白。△細川幽斎玄旨。肥後細川の祖。

九月三日彼岸も過ぬれば三条油小路庄嚴寺江御入馳走（七）

無（九）是非。其夜大頭大夫令（九）祇候二舞三番申。

同日誓願寺へ御座。其御通に所司代へ御礼儀、段子金  
 欄二端、長州拝領奈之由誓願寺へ被（九）参御行事聴聞。御宿  
 極楽寺大衆小川町。一七日御勤歓喜之由楚仙被（九）申。左（九）テ近  
 衛関白撰政殿御参あれハ以下の人々、袖をつらねもすそを  
 そへて御算名号を請る事不（九）分（九）昼夜（九）ありさま難（九）申（九）尽（九）京  
 中の事なれば紫雲のたち華のふるといふも有。是やめつら  
 しきにうつりやすき人の心誠に世のならひなる故か。立（九）拜  
 謁御申段いハむかたなし。ことに信長日連一宗既（九）可（九）追  
 放（九）之刻なれハ、一入念仏利益増光深甚なり。大和河内丹波  
 摂津国よりの参者ハ逐日追夜せり。御布施料過分令（九）出来一  
 尽（九）以誓願寺造営のため御寄進なされき。是も奇異の取沙汰  
 なりし。

御行事一七日満しぬる十一日、可（九）有（九）御参裏之旨勸修寺（九）  
 大納言殿より御案内。雖（九）然代々七条よりなされ来たる例  
 を以金光寺江御帰寺。其日則信長京着、洛中俄物のなりを  
 しつめ諸人機遣（九）の事かきりなし。木食楚仙此間の御礼とし  
 て被（九）参。彼是御仕合珍重之由よろこひ被（九）申上（九）に付て、二  
 寮六寮を以楚仙懇望如（九）御覽候堂宇建立大概成就す。雖（九）  
 然先年炎上之時一遍上人額御名号紛失たり。今度稀有御在  
 京末代伝記にも御当代卅一上人不思儀（九）として、御名号申請

額ニ穿鑿シ備申度望也。然有上人ハ古聖の御再現某ハ發起和泉式部ニ一同ナル者早<sup>(平)</sup>。兩寮御取成頼可<sup>(平)</sup>存之旨、多重<sup>(平)</sup>難<sup>(平)</sup>及ニ御斟酌<sup>(平)</sup>無<sup>(平)</sup>抛歎被<sup>(平)</sup>申上ハとて被<sup>(平)</sup>遊<sup>(平)</sup>遣ヌ。

101 御湯殿上日記 天正七年九月三日。長橋局七条へ参詣の記あり。102 ダイガシラ大夫。曲舞の名手幸若丸の孫山本義直、生来頭が大きいので大頭と呼ばれた。103 時宗、当時一条にあった今左京区真如町。104 上京区小川通一条上ル誓願寺はここにあった。105 藤原晴嗣(東求院関白)改前嗣又改前久当時前関白。106 安土宗論により日蓮宗追放。天正七年五月廿七日。107 藤原晴豊、武家伝奏晴右の男。108 九月十一日信長公御上洛陸を勢田通御出京(信長公記) 109 天正元年四月信長。將軍義昭と不和の際洛外及上京を焼く。誓願寺も被災。110 謡曲誓願寺により有名。補註の 111 一遍上人。112 二寮弥阿と六寮梵阿。

113 同十三日御参裏、綸旨天奏御修寺殿にて暫禁中之様窺給ふ。遊行不<sup>(平)</sup>私<sup>(平)</sup>團<sup>(平)</sup>扇<sup>(平)</sup>持<sup>(平)</sup>し給ふ事、為<sup>(平)</sup>勅<sup>(平)</sup>定<sup>(平)</sup>二<sup>(平)</sup>遍<sup>(平)</sup>江<sup>(平)</sup>被<sup>(平)</sup>参<sup>(平)</sup>し故無<sup>(平)</sup>三<sup>(平)</sup>子<sup>(平)</sup>細<sup>(平)</sup>として只今持して御参内。清涼殿重階まで御侍者寮坊主二人其外御庭前に有。

114 さ伝春<sup>(平)</sup>宮<sup>(平)</sup>江<sup>(平)</sup>御<sup>(平)</sup>参<sup>(平)</sup>。其時殿上人おほく御算とらせ玉ふよし。其後紫震殿なひし所へ御参りあれはししくの御女房たち供御所より出られ、あまた御算被<sup>(平)</sup>賦<sup>(平)</sup>事<sup>(平)</sup>先<sup>(平)</sup>代<sup>(平)</sup>未<sup>(平)</sup>聞<sup>(平)</sup>也とそ。

115 御湯殿上の日記。天正七年九月十三日。補註の 116 未詳

117 正親町天皇の皇太子、誠仁(さねひと)親王天正十四年七月薨去陽光院、後陽成天皇の父君。

同十四日信長公へ御礼儀に御座ル。御在京尤珍重、不可<sup>(平)</sup>疎<sup>(平)</sup>意<sup>(平)</sup>申<sup>(平)</sup>之<sup>(平)</sup>旨<sup>(平)</sup>候<sup>(平)</sup>キ。

同廿五日廿五代御正忌、別而今度御上洛御参裏御冥加之程、是も師恩として臨時踊有。上下京中洛外より参男女貴賤無<sup>(平)</sup>三<sup>(平)</sup>申<sup>(平)</sup>斗<sup>(平)</sup>。殊<sup>(平)</sup>調<sup>(平)</sup>仰<sup>(平)</sup>のあまりにもや、諸人申沙汰する不思議共筆にあらハすも何<sup>(平)</sup>とか満<sup>(平)</sup>し<sup>(平)</sup>け<sup>(平)</sup>れ<sup>(平)</sup>共<sup>(平)</sup>し<sup>(平)</sup>るし残せり。廿五日深更まで相詰之道俗入堂侍り。同廿六日藤沢衆下向。遊行衆送りに三十三間の堂にて、あるひハ詩をうそふきあるひハ歌を詠し、互ニ名残をおしむ。難<sup>(平)</sup>期<sup>(平)</sup>三<sup>(平)</sup>再<sup>(平)</sup>会<sup>(平)</sup>故<sup>(平)</sup>か。

廿八日木食同七条檀那中より大仏師を以御越年之事種々抑留有。長々御在京之儀旁御遠慮之由候へ共、夜詰日記に多重申ニ付て難<sup>(平)</sup>去<sup>(平)</sup>御<sup>(平)</sup>領<sup>(平)</sup>掌<sup>(平)</sup>。さらハ中御修行として山崎八幡へ御歩行。於<sup>(平)</sup>山<sup>(平)</sup>崎<sup>(平)</sup>二<sup>(平)</sup>種<sup>(平)</sup>々<sup>(平)</sup>御<sup>(平)</sup>神<sup>(平)</sup>秘<sup>(平)</sup>共<sup>(平)</sup>御<sup>(平)</sup>拜<sup>(平)</sup>候<sup>(平)</sup>内<sup>(平)</sup>、取分ためしすくなき御宝納にハ、八幡御神形をハ弘法大師被<sup>(平)</sup>遊<sup>(平)</sup>、又空海の御影をハ八幡御筆、是当社密宝<sup>(平)</sup>軌<sup>(平)</sup>人<sup>(平)</sup>の知所にあらず。上人御結縁として御神箱をいたしたてまつらるゝ誠忝次第なり。誠号<sup>(平)</sup>五<sup>(平)</sup>御<sup>(平)</sup>影<sup>(平)</sup>云<sup>(平)</sup>云<sup>(平)</sup>。

同廿一日八幡山へ御参。如<sup>(平)</sup>先<sup>(平)</sup>例<sup>(平)</sup>御<sup>(平)</sup>礼<sup>(平)</sup>拜<sup>(平)</sup>読<sup>(平)</sup>経<sup>(平)</sup>有。社僧衆御宝前にて御行事踊あれと頼被<sup>(平)</sup>申。幸山下末社の御仮殿

にて一七日行法被<sub>レ</sub>勤之上へ同前か。御逗留中社家方へ奔走被<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>し。

100 山崎離宮八幡 101 男山、石清水八幡宮

同廿三日春宮を二条へ奉<sub>レ</sub>移。天下安全而信長成道專一、奉<sub>レ</sub>敬<sub>二</sub>金輪王一世令<sub>一</sub>致<sub>二</sub>堯舜時代<sub>一</sub>。京中御越年早々御帰寺之事、御迎七条時衆兩人淀津殿浄寺まで来る。十二月四日御帰京。七条道場方丈造作、御先御部屋(扶消されてある)(改たる)被<sub>二</sub>差越<sub>一</sub>調儀可<sub>レ</sub>然御機嫌ありし。所々方々入御、又新改たる御上洛のやうに参者かきりなし。御風呂も日々施主功德待り。兎角歳末別時時に入ぬれば、上下京中より日夜まいる打続其中に、京わらへへの寄合種々取沙汰申流布す。今熊野にあたって正ニ天燈飛来し、とりへ野より亡魂まいるを現に見るといふも有。殊中日燈滅の夜参入諸人事外也。闇中御一声これへと消胆始末。各感し低頭密言落涙のミ。それより忘<sub>二</sub>帰宿<sub>一</sub>追夜する人多し。月迫<sub>二</sub>田舎にさへ大歳の営業務時なるに、在京たる以<sub>二</sub>寸日寸隙<sub>一</sub>失墜を勘合する夜の売買諸商を打捨て、入道の時衆達同前行住座念教声、殊勝誠世路不<sub>レ</sub>願為<sub>二</sub>躰<sub>一</sub>不可思儀の信心也。

110 実は二十二日(信長記)。二二条城。信長將軍義昭の為に築く後皇太子に献上。明智の乱に信忠ここで自殺。補註付

二三 墨染の南、今浄土宗 二四 東山区今熊野町 二五 東山区東

大谷の辺。二五 歳末別時中日の夜悉く灯火を消し暗中で高声に念仏一遍すること。

天正八年元日御発句、

「今年たつ雲をしきたる霞哉」

如<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>色盈静諡天下の春にあひ玉ふぬと御喜也。四日京中より御礼者有。同十三日紹巴被<sub>レ</sub>参御興行。

「めぐりあふはまねなる華の朝哉 紹巴」「かすめる月も明かたの山 他阿」「時鳥もよほす春の雨過て 昌叱」四句め寮次第。二句置京衆遊行衆一順。

同十七日誓願寺額被<sub>レ</sub>打之供養として一七日御行事。結願廿三日一遍上人御忌日奇異御仕合か。比今紅白咲つゝく蕨軒端の梅芬々而、庭前鶯舌ハ千本内野の霞を含ミ、北山の残雪ハまことに一入なかなれば、をのつから参入の人々ハ心もいさむ。これやかくらくの春秋冬夏不寒不熱常和調適、仏心もいよく増長せり。当寺本尊ハ春日御造願飯木像、正身弥陀如来毎日一度ハ西方に通給ふとあれハ、定額供養の事心ニ仏眼ニ御導師名躰不二の六字にあらハれ、無縁撰取の誓願寺頼所不<sub>ニ</sub>テ別<sub>一</sub>と御算名号請取人々ハ具足南無阿弥陀仏決定往生の極意也。爰河内国高屋小山の城主三好山城守年来日連宗たりしか、初而上人の御算名号頂戴。然有彼一門近付諸侍百幅斗御名号法名給。是第一不可思儀

御利益と京中上下御名号不<sub>レ</sub>給者なし。法花衆大略此時ハ算を取。多分宗旨を替しと也。

- 二六 里村紹巴、里村昌休の弟子、当時連歌界の第一人者。二七 里村昌休の子、父の死後紹巴に学びその女婿となる。二八 上京区千本通丸太町附近。平安朝大内裏の跡。二九 誓願寺縁起。
- 三〇 高屋城—大阪府南河内郡古市村。小山城—同郡小山村。
- 三一 三好康長。

さ伝勸修寺天奏として、重而御参内御結縁あるへきよし宣旨忝難<sub>レ</sub>有事也。旧秋九月十三日御参裏事も、誓願寺御逗留の間勸使ありし。今又当寺へ如<sub>レ</sub>此の御儀、偏本尊引合被<sub>レ</sub>申哉。必二月初比以<sub>三</sub>吉日<sub>一</sub>金言次第とそ。

正月廿三日御行事成就し七条へ御帰寺。同廿四日坂本<sub>二</sub>任日向守へ六寮被<sub>レ</sub>遺<sub>一</sub>、南都御修行有度之条筒井順慶へ日向守一書可有<sub>レ</sub>之旨被<sub>レ</sub>申越。惟任方も明智十兵衛尉といひて、濃州土岐一家宰人たりしか、越前朝倉義景頼被<sub>レ</sub>申長崎称念寺門前に十ヶ年居住故念珠<sub>一</sub>にて、六寮旧情甚に付て坂本暫留被<sub>レ</sub>申。

折節大和筒井方安土へ年始之出任、則惟任取次なれへ來儀幸、六寮直行合遊行上人南都御修行日州助言故順慶無<sub>三</sub>別儀<sub>一</sub>御請被<sub>レ</sub>申キ。同晦日<sub>二</sub>六条御影堂へ入御、日中行事以後種々取成被<sub>三</sub>申上<sub>一</sub>候ツる。

三三 明智光秀。近江坂本城主。三四 大和守護奈良代官。三五 越

前領主、一乗谷城に居る。天正元年信長に敗れ自殺。三三 新善光寺。京都市下京区五条寺町にあった、今なし。

二月五日勸修寺大納言殿今日吉辰之旨御案内有。則御参裏。玉体打笑せ玉ひ御消息たうとく、御算御十念志<sub>一</sub>はらく御座不<sub>三</sub>動給<sub>一</sub>して、遊行代々灵宝共<sub>二</sub>十卷<sub>一</sub>の御絵<sub>一</sub>。一遍御譬・天神震筆六字名号・星硯<sub>一</sub>以下叡覽有。おくふかくますとおほしき几帳の内より<sub>二</sub>姓老一人まつ立出玉ひ、上臈十人<sub>一</sub>ハかり屏風のひま御手をさしいたし御算とらせられしとなり。長橋<sub>一</sub>の御局より一束<sub>二</sub>壺本沈香金子、束帯礼公家<sub>一</sub>を以上人頂戴有。誠みす九重の香ほりかすかにもれくる重階まで、御侍者兩人二寮六寮まで也。殊御伴衆庭上にたちやすらひ、其より又<sub>二</sub>二条の新御門江御まいり<sub>一</sub>。勸修寺殿御妹子なるよしにて、御局先たち出玉ひ<sub>二</sub>饅御茶被<sub>レ</sub>進<sub>一</sub>。良ありて、新宮玉躰御算御十念御結縁。やかて御動座候也。亜相<sub>二</sub>黃門兩勸使<sub>一</sub>今度上洛神妙殊以於<sub>二</sub>七条越年、寒夜日水の行法一々上聞有。難<sub>レ</sub>堪之至捨身祖師一遍の掟、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>三末世機根<sub>一</sub>時代相応修行可<sub>レ</sub>然。自今以後有<sub>二</sub>着綿一遍利益のしるし<sub>一</sub>とて呉服綿三十統下玉ふ頂戴。門流御懺愍宗旨名管他宗の羨感する所也。加之勸修寺大納言殿薄中納言<sub>一</sub>へ御指南にて、同宿の時衆たち殿上拜見定て望あるへし。国々遙遠々伝語にもとて玉座おかませらるゝ。禁中百敷宮教々結構難<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>詞ニ。

音一三七にきく御庭泉水立石梅花匂ひふかくなかめ行も忝おそろしくおほえぬ。生前の至極なりし。南禅寺東堂ノ云某数年在京、然ニ拝見内裏ニ事不ニ相叶ハ、遊行回国ノ上にも如何宿縁そや。度々論言被レ傾ニ御冠ニ御十念之儀奇特哉云云ト感し被レ申ツると人の語りキ。

二三 御湯殿上の日記。天正八年二月五日。補註也 一七 一遍上人縁起総十卷。三八 信州伴野太郎時信寄進の証。三九 今も清浄光寺に蔵す。四〇 美しい老女。四一 勾当の内侍ともいう。掌侍の第一位奏請、伝奏をつかさどる。四二 お湯殿日記に「すぎはら十てう、御あふぎたぶ」とあるに相当。四三 二条の離宮。皇太子誠仁親王の御所。四四 陽光院妃(新上東門院)藤原晴子。勅修寺晴右の女。四五 巫相―勅修寺大納言。黄門―薄中納言。四六 橘以継改詔光。権大納言山科言継次男。四七 信長が二条城を築く時、洛中洛外の名木名石を集め庭園を造り殿舎は金銀をちりばめた。四八 左京区南禅寺町臨濟宗南禅寺派本山東堂は前住職

同八日紹巴亭にて興行被ニ申入一御発句、

「まかせ行心ハはなのやとりかな 他阿」 「春の野山をか  
りふしの袖 紹巴」 「鶯を有明の空に聞なれて 同前」

「御座迄さらせ馳走 丁寧」ノ仕立とも難レ忘なりぬ。

同九日所司代御暇乞御礼五千疋進上。初御たち夫馬被ニ申付一候。

一九 下長者町堀川東入南側にあったという(見聞談叢)、二〇 さ

らせは隠せか、先の「玉座おがまらせる」の光榮を言うものか。二一 上人は此日紛争のあった京都福田寺の寺領について決裁を下している(七条文書)。

二二 同十一日初午吉方宇治の平等院へ御移。山口甚介方手引、

紹巴被レ申故一段馳走。折節に信長公橋造の奉行普請半なれとも抑留被レ申。二夜三日勤行、彼子息去比於ニ小坂表一討死、為ニ仙清雲宗追善ニ臨時踊有。于レ時所々より参人おほく、高瀬さしつれミゆるかすくハ当所の柴舟かとそ。川辺のかゝりめくる朝日山へくれて、月の光をうつす。御場火に時衆たちの踊躍歡喜一入殊勝に侍り。しかあれは世を宇治山のかくれ家と、たれかのこる人のありなんともおほえす。いくはく利益平等院の大会念仏の声もしつまりければ、警固申されし山口、我等此時出離生死頓証菩提の血脉頂戴忝可レ存之旨法名御授与以後種々御取成奔走。是もミつから御荷用までいたされし。翌日御布施過分別儀壺斤進上、寮方へも新物同無上五袋其外次第。

二三 山口重政。信長に仕え戦功あり。後秀吉に仕え尾張星崎城主となる。二四 天正七年九月十四日、信長は曲事のあった座頭に黄金二百枚を出させそれを以て宇治橋を架けたという。(信長公記)補註也 二五 大阪表のこと。天正六年四月信忠石山本願寺総攻撃。二六 朝日山あらしや色にいでぬらんもみちふりつむ宇治の柴舟(夫木集光明峯寺入道)。二七 隠遁の人々も遊行

へみな參詣する意 一壺 茶の銘柄。別儀 薄茶の上等。無上 品質第三位の茶。

同十三日南都へ御立。乗馬鞍具以下見事かきりなし。山口方自身御送一四八に井手の玉川辺まで也。御先へハ同名近付あまた被三相副一キ。

折柄奈良にハ薪能四座一四九の見物衆徒法師達其外雜人、興福寺築地の上以下ハ立出御通を見をとろくさま密言けり。音一五〇に聞あすか寺願弘寺の院内極楽坊一五一に御宿定り、大衆町々の会所を宿也。筒井へ御音物金襴二巻、御使二寮。御逗留中御賄到来にて明日十四日二月堂の法事成就。十五日順慶御礼段子二端持參、廉中大方同前に種々進上。御算御名号取玉ひ日中聽聞。南都一五二兩寺衆徒曰当門跡へ他宗の入玉ひて金馨をならし説法之事、法然上人一五三大仏供養以來無一之。雖然信長公此上人崇敬見聞、惟任方助言筒井順慶馳走なれハ、衆徒中聊異儀無一偏執心、老若共諸男女ニあひましハリ御動感涙有キ。諸寺庵給人町かた衆中、心別而紹巴古郷知音殘親まゝおほくして入魂躑躅可一被一申由口舌有。御宿院主余テ異懇切不一被一存一緩様子也。御算取余群集し渡廊下七間悉踏落す。御房にも難儀之処山口甚介方今度御礼ニ被一越、如一此之様子末代亀鏡とて則造作仕可一進之由請乞有。幸三一五四輪山より取越宇治橋之材木当寺之内へ引寄、如一取成就之

旨聞へ畢。

一〇 山吹の名所。京都府綴喜郡井手町。一〇 興福寺野外能、金春、金剛、觀世、宝生の四座が出仕。一〇 飛鳥寺・元興寺。  
 一三 元興寺支院、智光法師宅跡という。一三 二月堂修二云いわゆる奈良の御水取。二月一日より二週間。一三 東大寺、興福寺。  
 一五 桜井市。大神神社の御神体。

同十八日諸寺社へ御參。御宿坊より案内者小姓二人御輿に四人被一申付、興福寺一五五東大寺八幡宮より春日野へ出玉ふに、若紫の董草御喝食若僧の袖に摘もてあそひ行、つれの猪鹿あまた人けともおそれず、かきりふす事めつらしき。春日の森までちかく成て、しろきはなの一ふさはかりはるく御輿のまへまでちりくる。あな不審におもひければ、我先にひろはん心々にあらそひけるに、極楽坊の小姓御輿そへに侍りしか、はやくとりあけ見れハ白弊一五六なり。風もふかす長閑なるに奇特是に過しとみなく申あへり。昔朱雀院手向山の紅葉御覽せんために行幸成しに、御供にめしつれ玉ひし菅家兼一五七て御弊一五八を立願せしに、此文を思ひ合天地実相一五九法身法界遍滿隨緣真緣起常住明神權現草木微塵刹土森羅万像悉是妙経是を手向と心得て、手向山の紅葉を廻向ある。是又本有の弊帛也。天台尺一六〇に一念三千直入中道觀文是に同じきとて、此度ハぬさも取あへず手向山紅葉のにしき神の

まに／＼と詠し玉ふ。それは本有の弊帛(巻)これハ今神風吹来る白弊(巻)なれハ、御神の御むかひにはなるかなる野らの末まで立出玉ふや覽と、みな／＼見聞の衆徒いよ／＼上人を恭敬申されし。

こゝに長谷一五七より使僧有。先代何も観音御契約に付て、御移り古来之条奉レ待之趣被レ彰之間、御同心之旨御返事有。依順慶より大衆送の乗馬其外高駕の教帶太多敷みえぬ。

一五 永祿十年松永久秀の乱で大仏殿焼失。この時はなし。一五  
菅原道真。一五 奈良県桜井市初瀬。長谷寺は新義真言宗豊山派  
本山、西国第八番。

同廿二日長谷寺へ御立。路次中集来して数人御算を乞たてまつり成レ市。俄にもふりくる雨のやうにつゞミ銭色々のかつ物進上。かゝる御利益たゞいま三輪一五六か崎一五九、さのゝわたりの家もあらなくいつよりつとひきたる人民そ。御輿も乗馬もとをるへきやうなかりし。やう／＼初瀬山尾上のかねもひゞく夕暮に着玉ふ。桜坊御むかひに出られ、御宿別所浄土寺大衆諸坊に宿也。二月の末ねか／＼は花の本にて仏道におもむかんに、比も与喜一六〇の神慮拝し、日中行法ハ観音の御前にて取勤ける。此名仏ハ遊行代々ちかひの故有て、一鳥居中門の額ハ廿日七代上人御筆跡、与喜の鳥居の額ハ十四代被レ遊、如レ此遠証あれハ逐日御滞留中、伊賀伊

勢佐和秋山吉野多武嶺より、花を折かささぐる児童子法師諸侍老若道俗貴賤上下参有。今日廿八日牛四縁講説の折節とて、近江国水尾の柚木へ造りこめられし一寸八分正観音出し被レ申、桜坊守護し本願所にて上人大衆へおかせ申さる。又遊行にも校謁に安置し玉ふ仏面帳一六四、是ハ当初廿一代上人へ馬頭夫人まほろしにもてまいらせらるゝ縁起明白ニ高讚彰々。尚以当山衆不レ可レ存ニ緩疎ニ之旨候也。御送丁寧に。

一五 三輪山南の尾根。一五 初瀬川のわたり。謡曲鉢の木「駒とめて袖打払ふ陰もなし佐野のわたりの雪の夕暮かやうによみしは大和路や三輪が崎なる佐野のわたり……」一六 与喜天神。長谷寺鎮守神。一七 遊行七代託何上人。廿日上人ともいう。一八 遊行十四代太空中人。実盛之灵济度の故事あり。一九 寺宝。二〇 廿一代知蓮が永正元年八月十八日長谷寺に於て老女より布施として受く(長谷寺續帳縁起)補註四。二一 唐太宗の妃。その面醜惡馬頭のごときを悲しみ長谷観音にいのり一夜にして相好端正となるこれにより十八種の宝を奉納、仏面帳もその一。

三月朔日当麻寺へ御移。路次村々在々の人々御算を乞集事無レ抛及三日暮一着玉ひぬ。奥院浄土寺御宿。然に彼住持四十八日別時執行半取ニ合遊行御算名号のミ道俗心態長老法談高座物さめければ、不興のよし内々被レ聞召一並に大海といふ新所万歳殿子息ノ寺を御断ありて御宿替、毎日日中ハ



於ニ曼陀羅堂被レ勤ぬ。当寺ハ昔役行者為ニ仏法興行、修ニ孔

聖明王法ニ而建立之霊地也。因レ茲彼岸中幸御參籠、時正中日

一入ニ上嶽の日想觀殊勝の至。聞説一夜三時に來迎ありて

正身弥陀織頭し玉ふ。觀經万陀羅の繪相六縁九品中央八重

鮮ニ奉ニ拜見ニ感涙増進せり。誠中將女昼夜称讚あるにより

て如來化現の所作也。都非ニ凡夫境界如レ此ありかたき靈

驗地、旁以御逗留中御算遍御利益也。一入ニ会場ニ永離苦と

て大和国郡主越知十市布施万歳、筒井羽集半田より參詣上

下袖もよきえぬその中に、有人遊行の小僧に問云、汝師近

あらは尋申子細慥うけつき玉へ、当麻寺二所の大塔何も九

輪といへとも八輪あくる如何。小法師云、我等草履取おそ

れなから寮坊主へ尋申にあらず。これほと御不審会一六八可レ

申とて、当寺ハ万陀羅を正身の本尊とす。是変相翻一六九輪田具

足ニ依レ之除一七〇半九輪用ニ重ニ八輪ニ哉。尤然なり、又輪田、二

字如何。答云輪ト者滅罪ノ義、円ト者生善ソヤ。重問云觀

經曼陀羅ト者專以ニ衆譬ニ顯ニ一經教相。一切衆生機有ニ二種

一 共ニ往ニ生極樂。九品皆通レ輪、何ソ九品九輪捨ソヤ。又答

今是変相依レ為ニ持相ノ重ニ專撰ニ九品一位ニ決ニ一經ノ面ニ第

八觀以能譬ニ八重織頭ニ故八輪上ルソヤ。問者感云、草履取

ノ小法師サハ然ナリ。大衆サコソ、喩入ニ梅檀林ニ善惡香ハ

皆混ニ妙香。入ニ金山ニ鳥衆色皆成ニ金色ト云云。明日より毎

々可レ參よしにていつちともなく行ぬ。

一六六 奈良県北葛城郡当麻町。浄土宗と真言宗とに属す。中将姫

曼荼羅で名高い。一六七 筒井順慶の臣。一六八 越智文蕃亮、十市新

次郎、布施左京進、万歳当次郎、いづれも筒井の臣。筒井一郡

山市筒井。羽集一不明。半田一大阪府河内郡狭山町半田。一六九

東西三重塔相輪は共に八重

抑当寺ハ人王四十六代帝孝謙天皇政也。国土安全仏法繁

昌而降ニ天甘露眼藥ニ地生ニ和合五穀。無量寿経云仏所ニ遊履

一 国邑丘聚靡レ不蒙レ化。天下和順日月清明風雨以レ時災厲不レ

起国豊民安シ兵戈无レ用崇レ徳興レ仁務修ニ礼讓。仏言我哀ニ愍

汝等諸天人民ニ甚ニ於父母念一七〇子。令我於ニ此世間ニ作レ仏降ニ

化五惡、消ニ除五痛ニ絶ニ滅五燒、以レ善改レ惡拔ニ生死之苦、令一七一

獲ニ五徳、昇一七二无為之安、文頼哉仏所に至りぬれば、備ニ諸徳

除ニ一切障礙トあれハ、遊行值遇の輩ハ得ニ現当安寧。恵一七〇

心云国土豊民厚仏法更昌娛事歌曰安穩無苦之境也念仏一之

力此等事可レ成万之夏抛棄奉レ念ニ弥陀一矣。たゞいま踊躍歡

喜の御行事、殊更是曼陀羅ハ正仏の御詞を繪相に織頭し玉

ふ。一字も不レ空皆肝要の法門、旁以大結縁見聞の極なり。

一七一 法事讚ニ云願此法輪相統して転シ道場の施主益長年にし

て、大衆咸同受ニ安樂、見聞隨喜亦皆然ナリ。又云当今施主

及同行諸人法界衆生、從レ今已去天神影衛万善扶持シ、福

命休旌離<sup>ニ</sup>諸憂惱<sup>一</sup>六方諸仏護<sup>ニ</sup>念信心<sup>一</sup>以淨土弥陀慈悲心撰受ト云云。然者天下泰平富貴無災ニシテ御修行御算の利益、いよ<sup>〱</sup>増進し尊躰会下大衆安樂をうけん。同讚云願仏聖衆駱駝往来念々無<sup>レ</sup>遺遙加<sup>ニ</sup>普備<sup>一</sup>春秋冬夏四大常ニ安シテ罪滅福成廻<sup>ニ</sup>生淨土<sup>一</sup>ト云云。当代同末代聖衆駱駝往来、国々所々村里諸人添<sup>ニ</sup>吉祥拜感<sup>一</sup>焉。加之諸神諸仏冥力別而鎮守熊野三所加護納受深甚にして、持<sup>ニ</sup>離苦福寿<sup>一</sup>尊光いよ<sup>〱</sup>至<sup>ニ</sup>踊躍歡喜地<sup>一</sup>而已。

110 極楽六時讚、後夜居讚。「淨業和讚卷上、後夜讚」(補註(橘))

111 唐善導著。讚文を加え阿弥陀経を誦誦する法式を示したも

の。112 熊野本宮・新宮・那智の三社、時宗の鎮守神。

寛永七年庚午三月朔日書<sup>レ</sup>之畢

### 補註

(一) 二祖他阿參宮のこと、(一遍上人縁起絵第九)

正安三年十一月、遊行二祖他阿徒衆を率いて太神宮へ参詣。外宮中の鳥居で出入の人に念仏を勧めたが、神人等は受けなかつた。外宮の政所大夫雅見が、上人の手から金色の光がさし、五色の璽路がたれると見て信心を起し、十念を受けたので皆これにならった。又一の禰宜定行が館で居ねむり中、夢にすぎ透った阿弥陀仏並に菩薩衆が参宮すると見て驚き、上人参宮と知って帰依し

た。内宮でも一の禰宜が信仰し、その所望によって礼讚を修し結縁した。後に雅見注進状並びに一の禰宜夢想記が神宮より上人に送られ、遊行に秘藏されることになった。

(二) 波多瀬三郎のこと(勢州軍記卷下・続群二十一輯上)

一、生捕生害の事に、織田信雄が伊勢北畠氏を亡ぼした時生捕を火焙や張付けにした。波多瀬三郎十五才は無双の若衆であったので、信雄は惜しんで助けようとしたが、波多瀬は我一人助けられるのは面目なしといい、磔殺されたという。「其最後之体皆人流涙也」と述べている。

(三) 甚目寺観音(一遍聖絵第六、一遍上人縁起絵第三)

弘安六年一遍尾張甚目寺に七日の参籠を發願。供養の力尽きて寺僧難儀の時、上人は「断食によりて法命つくることなし。かならず宿願を果すべし」と参籠をつづけた。その夜萱津の宿の徳人二人同時に夢想を受けた。本尊の傍の毘沙門天が「大事な客人を供養せよ」と示されたので供養した。その時毘沙門天を拝すると、台座を離れて歩み出して立っていたという。

(四) 遊行廿五代上人(遊行歴代譜)

仏天上人。廿代一峯上人資。奥州二本松の人。永正十七年七月九日信州海野常照寺卅四才登職。遊行九年、享禄元年越前井川新善光寺に独住。元亀二年九月廿五日入寂。独住四十四年、八十五。

(甲) 誓願寺木食楚仙上人

醒睡笑卷之六。

誓願寺の木食楚仙、今はの時に臨み、田舎よりいにしへ月次の友なりし人、文をのぼせ「この度死の別れとなりなば追善に独吟の百韻をつらね参らせん」よしありければ、返事までではなくて「我がための弔ひ連歌めさるなよそなたの口は輪廻めきたに」

山科言繼御記「文禄二年十月一日誓願寺木食楚仙上人死去也」

(丙) 後奈良天皇勅諭(柳原資定書状、清浄光寺蔵)

多年御修行之趣達ニ敬聞ニ候。然者為ニ御結縁ニ有ニ御対面ニ条、可レ下令上洛ニ給上之由自ニ下官急度可レ申之旨被ニ仰出候。遠路定而雖レ可レ為ニ御迷惑勅命之上者、被レ抛ニ方障ニ早々御上洛專一候。殊者夏以來御不之儀候間、別而可レ被ニ相急ニ事肝要候。當時御参内之儀、誠可レ為ニ二宗之再興万代之佳名ニ候間尤珍重候。猶真継兵庫助可レ申也

恐々謹言

(弘治三年)

資定

八月四日

註

右文中真継兵庫助は禁中御用の鑄物師、特に主上御惱の折、悪風を払う為の灯炉を鑄て献上する役目、名は久直(東海鑄物史考)

藤沢上人御房

丈室下

(乙) 十二光箱(一遍上人縁起絵第三)

前掲一遍の尾張甚目寺靈驗譚の後に次のようにある。

「又僧尼の両方の隔に十二の箱を置いて、蓋の上に白き色を四五寸許一筋とをされたり。是は水火の中路の白道(二河白道)にな

ぞらへて、男女の愛恚をさけむがため也。数十二は十二光日没(日没礼讃)の心なるべし。又は函蓋相応の儀能所不二の理を表せられるにや」。なおこの箱は旅中は笈として使われた。

(丙) 荒木村重の叛乱(信長公記卷十二)

(天正七年) 三月五日信長公御父子、撰州伊丹表に至って御動座。……岐阜中将信忠、御取出、加茂岸、池の上ニカ所、丈夫に御要害仰付けられ四方付城相構へ、手前々々に堀をほり、堀柵を御普請なり。

(乙) 誓願寺額(誓願寺縁起・謡曲誓願寺)

一遍が誓願寺に詣でたとき、和泉式部の亡霊が現われ、念仏の札を受けて苦惱をまぬがれたことを喜び、誓願寺の額を下して六字の名号にかえることを申しあげ、以後上人筆の名号額が掲げられた。それが天正元年の兵火に焼失したので、楚仙が同念に染筆を乞うて新たに掲げられたのである。今同寺には遊行十四代太空筆と伝える額がある由であるが、恐らく太空ではなく、この時の同念の筆跡であろう。

(甲) 第一回の参内(おゆどののうへの日記)

天正七年九月十三日

……ゆきやう上人御れいまいる。くわんしゆ寺中納言申つき。引あはせ十てうにあをきまき物一たんしん上。おなく宮の御かたへも御れい申さるる。

(丙) 二条御所(信長公記卷十二)

天正七年十一月三日

信長公御上落。其日瀬田橋御茶屋に御泊り。……次の日御出京。二条御新造の御普請造畢仕るに付いて、禁裡様へ御進上なさるゝ趣。十一月五日御奏聞の処、則御博士に御日取り仰付けられ、吉日に付いて十一月廿二日新御所へ親王様行啓なさるべきに相定まり。其御用意候なり。

天正七年己卯十一月廿二日

親王様、二条新御所へ御移徒として、行啓の御時取り卯尅と候つる。辰刻に至つてなり。

(乙) 第二回の参内(御ゆとののうへの日記)

天正八年二月五日

……ゆきやう上人れいほういろくもちてまいらるる。小御所にて御たいめんありて御十ねん。うへわたくしみなくうくる。おかの御所も御十ねん御うけあり。れいほうともみなく御おかみあり。すきはらしてうに御あふきたふ。そのち二条の御所へまいるる。

(丙) 宇治橋普請(信長公記)

天正七年九月十四日

京都にて座頭衆の中に申事あり。子細は摂州兵庫に常見と申候て分限の者あり。彼者申す様には、人毎に失墜を致し候ては必ず無力仕候。一期衆々と身を樂しむべき様を案じ出だし、彼常見眼は能く候へども、千貫出だし、検校にまかりなり、都に在京すべき旨存知、其段検校衆に申理千貫つませ、常見検校と号し座頭衆の

官配をとり、年頃都に衆々とこれある処に、小座頭共申す様には、分限のものかくの如くに検校になり候はば、法度ばかりにて今までも長久に相続き候に、金銀賄にふけり、猥の子細勿体なし。其上、はかりを重仕候て、金を取候段迷惑の由、今度信長公へ訴訟申上ぐる処、聞召分けられ検校共衆々曲事の旨仰出だされ、御成敗なさるべきの処、種々御託言申し、黄金二百枚進上致し、御赦免候。則此代物を以て、宇治川平等院の前に橋を懸け申すべきの旨、宮内卿(松井友閑)山口甚介兩人に仰付けられ、未代のために候間丈夫に懸置くべきの旨御託候。

(丙) 仏面帳のこと(長谷寺繡帳切縁起)

廿一代智蓮が永正元年八月中旬、和州泊瀬に逗留した。十八日早旦五十余の老女(観音の化身)より布施として受けたのが、観音頂上にかけられた御戸帳(仏面帳)であった。藤沢山に閑居中の遊行二十代一峯(前上人)は知蓮からこれを聞き、翌年二月十九日その縁起を書き、毎年二月十八日、八月十八日道場に懸けて惣礼あるべしと定めた。縁起及仏面帳共に清浄光寺に今も蔵されている。

(丙) 恵心云国土豊民厚……

浄業和讃卷上後夜讚(恵心僧都撰)

国土ユタカニ民アツク、仏法サラニサカリニテ、タノシキコトヲウタヒイフ、安穩無垢ノ界ナラム。乃至弥勒樓至マデ、出世ニカナラズ値遇セム。念仏ヒトツノチカラニテ、コレラノコトヲ成ズベシ。

## おわりに

この御修行記は、時間的には天正六年から同八年に亘り、地域的には伊勢から濃尾・近江・京・大和に及ぶ。登場人物は、天皇・皇太子をはじめ堂上貴紳、織田信長を筆頭にその一族家臣、連歌師紹巴等文化人など極めて多彩である。

織田政権が確立し、他の地方ではなお戦乱の続いている時に、彼の分国においては既に平和の曙光が見えそめている。信長の独創的な新しい施策が次々と打出され、旧秩序が急速に破壊されつつ、新しい建設が着々成就される。そうした過渡期の世情が極めて率直にえがかれている。見聞した事実の記録も正確である。高僧の伝記にありがちな誇張や創作も少ない。宗門の記録としてもまた一般史との関連においても、高く評価されるべきものと言える。

同念は戦国末に遊行の法灯を継いだが、当時藤沢清浄光寺は有名無実の廃墟であり、諸国の末寺は戦乱の為に破壊されたものが多く、その十二年の遊行はあげて宗門復興にさざげられたものであった。同念の後継者三十二代普光が、徳川政権成立と共に清浄光寺の再建、末寺の復興に着々と成果を挙げるのであるが、その地訓らしがこの上人の遊行であった。

この御修行記の記述内容が多彩豊富であることは、一読すれば理解されることであるから多くは言わないが、遊行二十四祖御修行記(水戸彰考館蔵)と併せ読むことによつて、時宗の実態・遊行の實際を理解するに便であろう。上人入寂以来既に三百八十有余年、全く知られなかつた戦国末激動期の時衆教団の姿を、この書が如実に描き出していることは喜ばしい限りである。(本学卒・藤沢高校教頭)

(昭和四十六年十一月二十日記)